

2017年6月20日

ギャンブル等依存症患者への医療・ 相談支援のあり方について

NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク 代表理事
医療法人卯の会新垣病院 精神科医
西村直之

1-①電話相談等の簡易介入の重要性

- 頻回なギャンブリングにより、何らかの問題を起こしている者であっても、医療などの介入なしで、自然にギャンブルの自制が可能な程度まで改善する者（自己改善・自己修正）が多くいることが知られている。
- 疾病モデル（後天的にギャンブルに触れる過程で、「病気」となったという概念）だけでは、ギャンブリング問題は説明できない。ギャンブルの問題は個別性が高く、先天的な特性や環境を含めた様々な要因を持った人たちが、様々な経過を示す。
- 世間で一般的にイメージされるような「いわゆる依存症」のように重症な状態になる者は、ギャンブルに関する問題を抱えた者の数%程度と考えられている。



治療などの介入なしで自己改善・自己修正に至る者と、医療が必要となるような重度の依存症への対策は分けて考えることが望ましい。

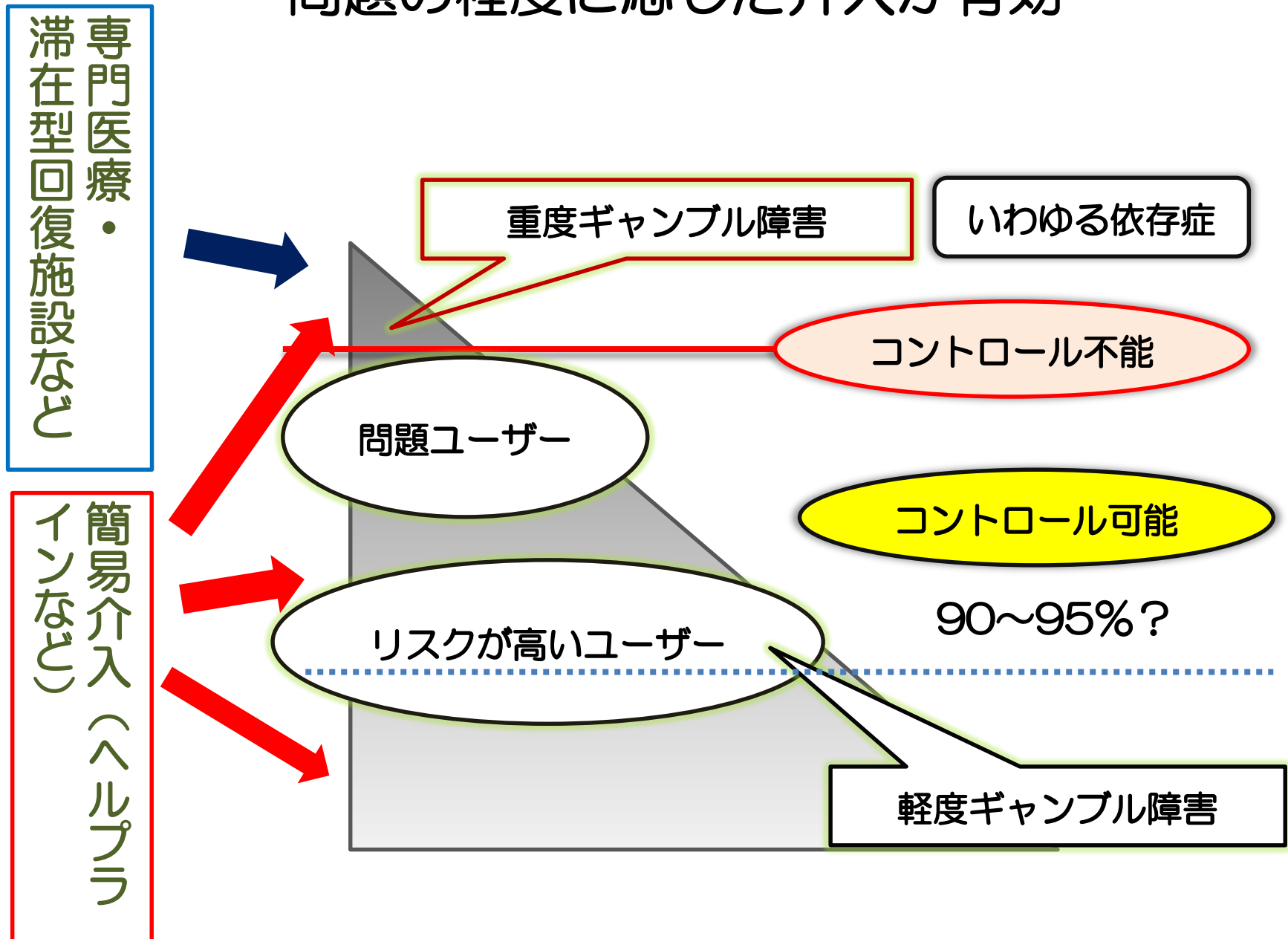
→ 自己改善・自己修正に至るものに対しては、医療で対応するよりも、ギャンブルの問題を整理するなどにより、改善のスピードを上げられるような後押しを目的とした簡易介入が必要。

そのような簡易的な介入は、背景となる特性や重症度など、様々な個別性に注目した対応ができ、かつコストが安く、効果が高いことが知られている。

RSNにおける電話相談による パチンコののめり込み問題への介入

- 10年間で約2万件の相談。
- 最近では、遊技業界の啓発支援の強化で一か月に全国から400件ほどの相談が寄せられている。今年は4~5000件？
- **相談者の80%は本人、家族は20%。**（医療現場において、依存症患者が自ら治療を求めてくることは極めてまれだと考えられている。故に早期介入は家族相談が中心となってきた。しかし、RSNでは自身のギャンブルにより引き起こされた問題に困っている本人に早期介入を行うことができる。）

問題の程度に応じた介入が有効

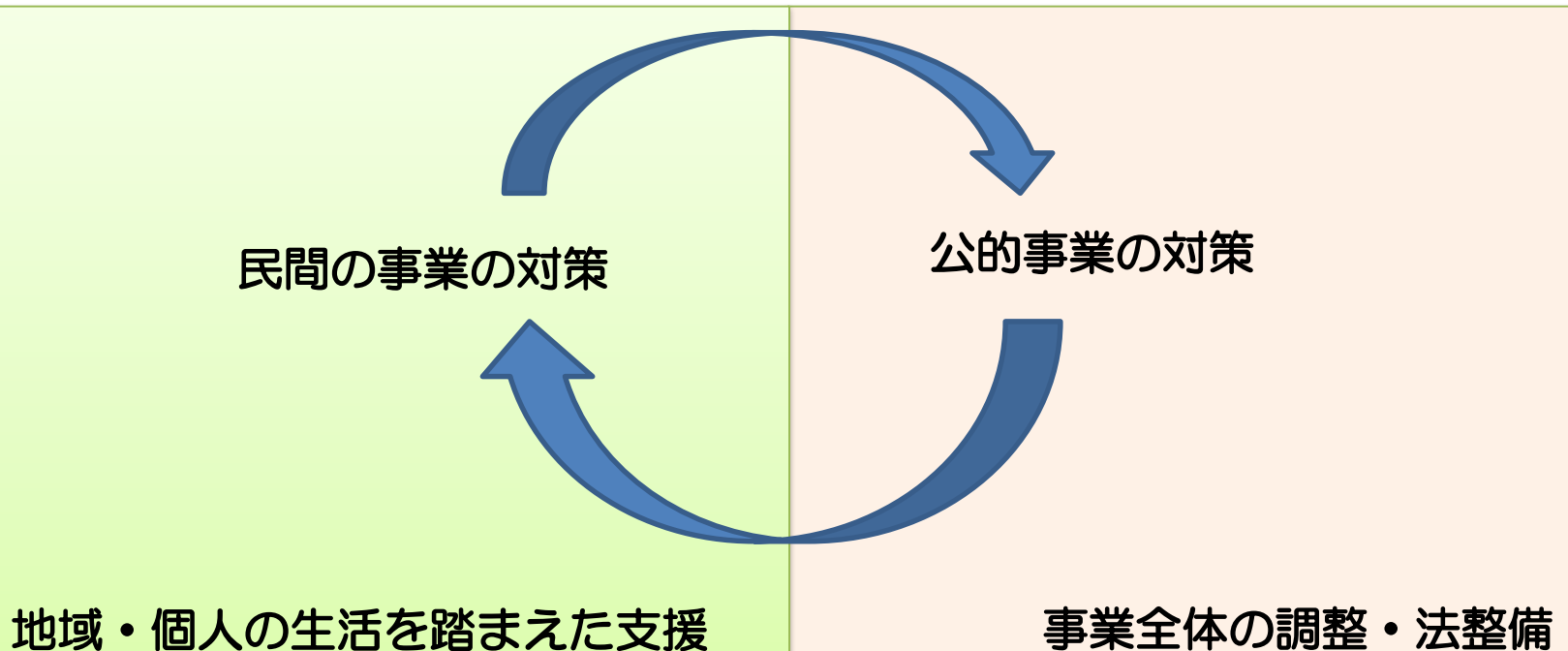


1-②民間事業者側の取組みの重要性

ギャンブリング等の種類によって中心となる利用者層、生じる問題が異なるため、それぞれの娯楽に添った取組みが必要である。

公的取組みは、様々な制限・制約が生じやすく、機動性や柔軟性が確保し難く、対費用効果の問題が生じているのではないかと指摘が諸外国ではある。

全体としての対策のパッケージを意識したうえで、対策のどの様な部分を民間事業者が担うのが現実的なのかを慎重に議論する必要がある。



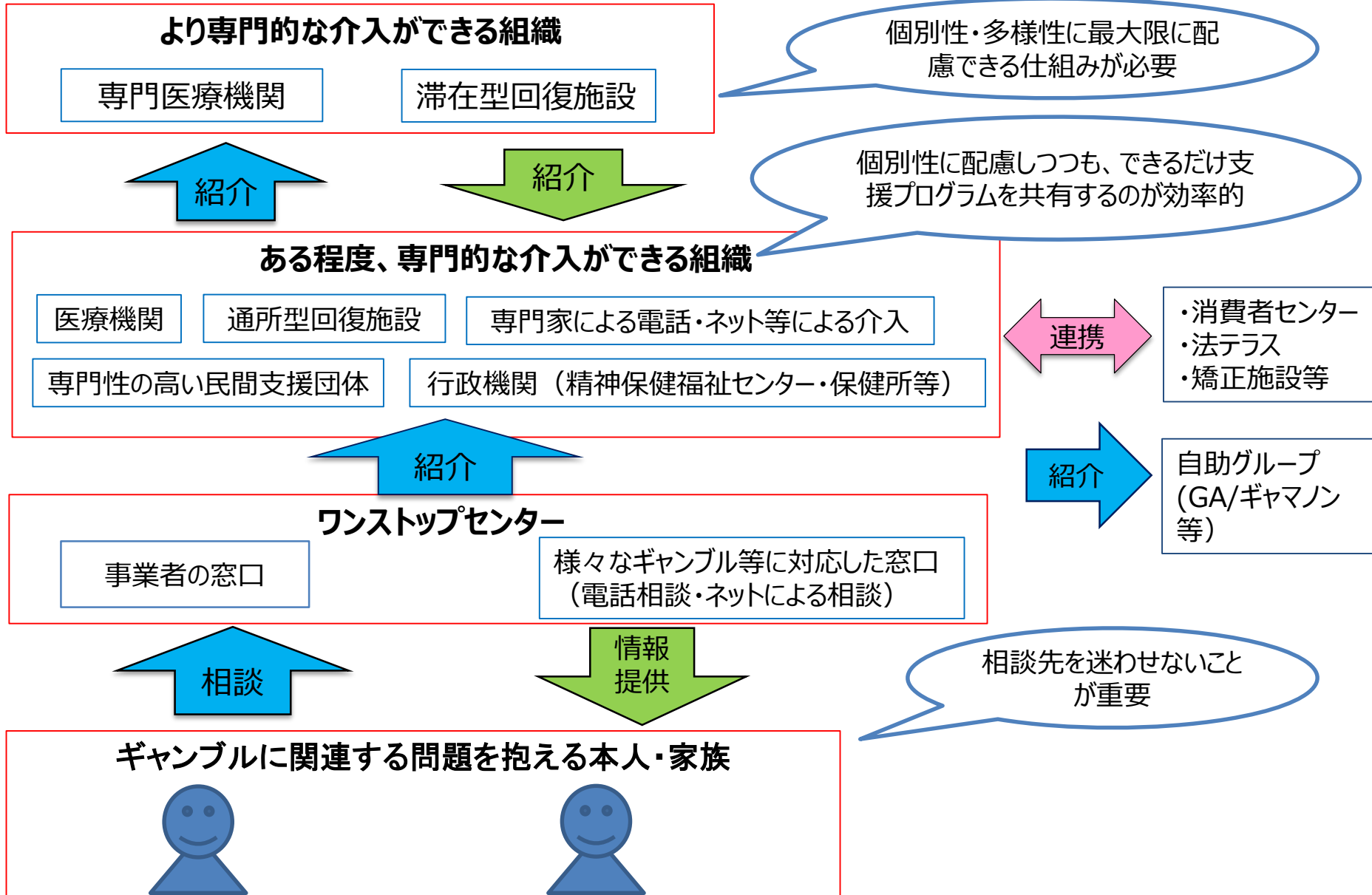
2-①カジノにおける依存防止対策の在り方

- 適切な従業員教育や、施設内でのカウンセリングを受けられるような体制、事業者負担で受けられる通所プログラムや電話相談の提供が望ましい。
- 民間事業のIRの影響に伴う対策であることを踏まえると、国民の理解を得るためには、カジノ事業者の責任として対策に取り組ませることが求められる。
- ギャンブル等依存症者にとっての問題となるギャンブルが、カジノか既存ギャンブルかで区別されずに、広く社会内で支援できる仕組みが必要。
- IR開設後に時間が経過するとともに、求められる対策と費用が変化していくため、常時見直しが必要で、そのために正確な疫学データが求められる。

2-②事業者による相談窓口の設置

- 事業者が開設する相談窓口はあった方が良いであろう。一定規模以上のカジノにおいては、施設内に相談・ケアできるスタッフ・体制が準備されておくことが望ましい。
- カジノごと別個の電話相談窓口を作ることや、カジノに特化した相談窓口が求められるのかは議論が必要である。ユーザーの視点で考えると、様々なギャンブリングに関する問題に対して介入できる機能を持つ総合的窓口が求められるのではないか。

介入・支援のイメージ



2-③本人・家族申告によるアクセス制限

- 入場時に本人確認を行うカジノにおいては、本人の申告によるアクセス制限は一定の効果があると考えられる。自己排除を申請しながら、参加しようとする人は、ギャンブルからの離脱支援プログラムが必要と考えられる。申告制度は、本人が問題解決支援につながる契機となり得るであろう。
- 家族申告は、申告を受け付ける家族は範囲、確認方法など法的課題があるが、家族の申告は、問題の啓発、家族介入の契機となり得る。制度と連携した家族教育・支援プログラムの提供体制があれば、さらに意義あるものとなるかもしれない。家族が問題を相談、解決支援につながる契機にはなる。

2-④入場回数制限

- 月または年間の入場回数の制限を行うとともに、入場回数の状況に応じて治療プログラムを提供することは、現実的で効果が期待できる対策であろう。回数制限の情報管理、回数をどのように設定するのか、治療プログラムへの参加を強制にするのかなど、日本における適切なあり方は検討されなければならない。

2-⑤入場料の徴収

- 入場料徴収はシンガポールでは国内参加者の依存問題の抑制として考えられたものであるが、効果の有効性を示す根拠は明らかではなく、冷静な参加を阻害する危険性も懸念する意見もある。
- ギャンブル依存問題の抑制対策としてよりも、ギャンブルとつながりがある様々な社会問題の対応に資するのであれば、入場料の徴収には社会的な有効性はある程度期待できる。その場合、入場料の徴収という形で対応すべきなのかどうか、根本的な検討は必要になるかもしれない。